

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針

令和7年5月
三重県医療保健部長寿介護課

1 目 的

三重県における介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たっての考え方

- (1) 「4 選定対象施設の基本要件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外とし、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。
- (2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。
- (3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う介護保険施設の整備計画（創設及び増築）についても、審査の対象とする。
- (4) 従来型施設の整備計画については、次のとおり取り扱う。（注1）
 - ア 従来型施設の整備に当たっては、ユニット型整備計画及び従来型整備計画の整備数をふまえ、特別養護老人ホームの場合は従来型施設の整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内、介護老人保健施設の場合は従来型施設の整備数が全整備選定数（創設・増築分）の5割の範囲内に収まる可能性のある従来型整備計画のみ審査対象とする。
 - イ アにかかわらず、審査の結果、整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割又は5割を超えることとなった従来型整備計画は選定しない。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施 設 種 別	整備区分	選 定 対 象
特別養護老人ホーム	創設	定員30人以上の施設
	増築	広域型特別養護老人ホーム（一部ユニット型施設から地域密着型へ移行した施設も含む。）として整備された施設の増築であって、かつ、既設定員と増築定員との合設定員が30人以上となる施設
	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護老人保健施設	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合設定員が30人以上となる施設
	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護医療院	創設	定員30人以上の施設
	増築	既設定員と増築定員との合設定員が30人以上となる施設
	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
養護老人ホーム	改修	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある施設
	改築	

※一部ユニット型施設の廃止に伴い、上記の定員は類型（従来型施設、ユニット型施設）ごとの定員数とする。

※従来型施設にユニット型施設を増築する場合及びユニット型施設に従来型施設を増築する場合は、それぞれ「創設」として取り扱うものとする。

※従来型施設とユニット型施設を同時に整備する場合は、一の計画として提出、審査を行うものとする。なお、それぞれの定員数（増築の場合は増築後の定員数）が30人以上であることが必要である。

※定員29人以下の施設については、市町における選定の対象となる。

※従来型施設の整備（創設・増築）に当たっては、特別養護老人ホームの場合は令和8年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内、介護老人保健施設の場合は令和8年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の5割の範囲内でのみ可能である。従来型施設の整備を検討される場合は、「2選定に当たっての考え方」や「(注1)『2 選定に当たっての考え方(4)』従来型施設の整備計画の取り扱いの例示」を必ず確認すること。

4 選定対象施設の基本要件

- (1) 特別養護老人ホームの整備（創設・増築）については、『令和8年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）』（以下「整備方針」という。）における老人福祉圏域ごとの『令和8年度整備可能数』を上回らないこと。
- (2) 介護老人保健施設及び介護医療院の整備（創設・増築）については、整備方針における老人福祉圏域ごとの『令和8年度整備可能数』を上回らないこと。なお、増築による整備については補助対象外であるため、自己資金での整備のみが審査対象である。
- (3) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備（改築）に当たっては、定員の増減を伴わず、かつ、ユニット型施設への改築であること。
- (4) 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を整備する場合は、意見書において、従来型施設の整備の必要性が明記されていること。
- (5) 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。（ただし、既設法人が特別養護老人ホームの施設整備を行う場合で、建設予定地が市街化区域等で土地の代替性がなく、所有権を取得できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。）
- (6) 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構等の抵当権は原則除く。）
- (7) 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。
- (8) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
- (9) 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。
- (10) 特別養護老人ホームは、開設時に「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施すること。（なお、既存法人で上記軽減制度事業対象施設において、軽減制度事業を未実施の場合は既存施設も実施すること。）
- (11) 特別養護老人ホームは、開設時に「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき「入所基準」を策定し適切に運用すること。なお、既設の場合は、同指針に基づき適切な運用を行っていること。
- (12) 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者（新設法人の設立代表者を含む。以下同じ。）が個人又は他の法人の代表者として過去5年間に於いて行政処分を受けていないこと。

5 選定要件

(1) 優先要件

ア 資金計画が的確なものであること。

- ① 建設自己資金（総事業費の1割以上）が確保（予定）されているか。
- ② 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。
- ③ 償還計画が的確であるか。
- ④ 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。
- ⑤ 居住費は、適切な算定根拠により設定しているか。

イ 建設予定地は、自己所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。

ウ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通等の利便性が確保された地域であり、かつ、防災上、危険な地域でないこと。

エ 地震、津波、浸水、土砂災害等の非常災害対策に配慮した施設であること。

オ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。

カ 建設予定施設が施設基準を踏まえて適切に計画されていること。

キ 法人及び代表者が、事業の運用上の留意点（介護保険制度や高齢者福祉に関する知識、人員・設備・運営基準等）を十分に理解していること。

ク 過去5年間に於いて介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告（以下「勧告」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間に於いて勧告を受けていないこと。

ケ 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人（代表者が代表を務める他の法人を含む。）については、当該事項について改善されていること。

(2) 具体的審査要件

ア 施設計画の具体性

- ① 近隣住民との調整が図られているか。
- ② 施設サービスの必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- ③ 居宅サービスを含めた地域ニーズを的確に把握し、包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- ④ 施設長（管理者）を確保（予定）しているか。
- ⑤ 協力医療機関が確保（予定）されているか。
- ⑥ 医療的ケアが必要な入所者に対応できるよう、看護職員の確保や介護職員等の喀痰吸引等研修の受講及び、登録特定行為事業者登録の申請を行うことを検討しているか。
- ⑦ 介護職員を確保するための取組が十分になされているか。
- ⑧ 新設法人については、法人認可担当との協議はしているか。
- ⑨ みえ木材利用方針に基づき、木材利用の促進が図られた施設であるか。
- ⑩ 福祉避難所の指定を受ける検討をしているか。
- ⑪ 太陽光発電による新エネルギー利用など環境に配慮した施設であるか。

イ 建設予定地介護保険者における優先度

- ① 建設予定地介護保険者の施設整備率（施設定員数（令和7年度末予定）／65歳以上人口（令和6年10月1日））

(注1)「2 選定に当たっての考え方(4)」従来型施設の整備計画の取り扱いの例示

【特別養護老人ホーム：整備可能数 100 床の場合】

例① 整備計画 A（従来型施設 30 床創設）のみ提出があった場合（ユニット型施設の整備計画の提出がなかった場合）

→整備計画 A は審査対象外とし選定しない。

例② 整備計画 A（従来型施設 10 床増築）と整備計画 B（ユニット型施設 30 床創設）の提出があった場合

→整備計画 A の整備数は全整備選定数の 3 割の範囲内に収まる可能性があるため、整備計画 A は審査の対象とする。

ただし、審査の結果、整備計画 B が選定されなかった場合、整備計画 A の整備数は全整備選定数の 3 割を超えるため、整備計画 A は選定しない。

例③ 整備計画 A（従来型施設 30 床増築）、整備計画 B（ユニット型施設 80 床創設）の提出があった場合

→審査の結果に関わらず、整備計画 A は整備方針を満たさない（整備計画 B が選定されなかった場合は全整備選定数の 3 割を超える、また、整備計画 B が選定された場合は整備可能数を上回る）ため、整備計画 A は審査対象外とし選定しない。